慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本統治期台湾の皇民化運動における国語=日本語の位置づけ
Sub Title	
Author	和泉, 司(Izumi, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学日本語・ 日本文化教育センター
Publication year	2013
Jtitle	日本語と日本語教育 No.41 (2013. 3) ,p.109- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-00000041-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学　日本語・日本文化教育センター紀要
『日本語と日本語教育』41：109–123（2013.3）

日本統治期台湾の皇民化運動における国語＝日本語の位置づけ

和　泉　　司

1. はじめに

本稿では、日本統治期の台湾での〈皇民化運動〉において、〈国語〉＝日本語がどのように位置づけられていたかを考察する。〈皇民化運動〉とは1930年代後半に、日本の帝国主義政策の進展に伴い、東アジア及び欧米諸国との外交関係が悪化する中で、帝国内植民地の動揺を抑えるため、植民地の異民族の人々に対して行政面だけでなく、文化面、精神面での〈日本化〉を強制するための運動であった[1)]。その意味で、1930年代前半までのいわゆる「同化政策」とは内実を異にしていた。「同化政策」も台湾社会に〈日本化〉を迫るものであったが、それは政治・経済・社会制度の点では「近代化」として受け取ることができるものであり、台湾の人々は日本語を〈国語〉として学校教育現場で強制されても、その〈国語〉を媒介として近代を受容することが可能になるという意味で、「同化政策」に参加する余地があったからである。また、この時期までは初等教育も義務化されておらず、公的空間においても原則的に現地語が使用できていた。

もちろん、30年代以前から〈国語〉を使うことは強く要請されていたし、そもそも〈国語〉を使えなければ〈日本化〉された社会の中で十分な活動機会を得られなくなる以上、「同化政策」は近代化の側面があったとしても差別的な政策方針であったことに間違いはない。しかし、日本による統治体制を認めればよかったそれまでと異なり、〈皇民化運動〉の下では台湾人個々人の生活・文化・習慣にも日本が介入してくる事態となった。つまり外面だけでなく内面的にも〈日本化〉の受容を強制してきたのが〈皇民化

運動〉だったのである。

台湾における〈皇民化運動〉は、30年代後半以降の日本が欧米諸国及び中国との関係が悪化していく中、植民地に居住する漢族系台湾人の動揺を恐れてのものでもあったが、直接的に言えば、動揺を抑圧した上でさらに戦争に動員するために行われたものである[2)]。37年の日中戦争後には中国での通訳や軍夫として、41年の太平洋戦争後になると特別志願兵制度や高砂義勇隊、そして最終的には徴兵制の導入に見られるように兵士として台湾人を徴用するために実行された政策であった。

この〈皇民化運動〉について論じられる際には、やはり上記のように生活・文化・習慣などの〈日本化〉を強制したものである、という解説とともに[3)]、〈国語〉＝日本語の強制があった、という指摘がなされる[4)]。実際、〈皇民化運動〉が始まってから、台湾における日本語理解率は急激に上昇している[5)]。ただ、〈国語〉＝日本語の教育それ自体は、くり返しだが〈皇民化運動〉開始以前から台湾において実施されていたので、〈皇民化運動〉開始後に強要された内面的な〈日本化〉とは状況が異なるといえるだろう。

では、〈皇民化運動〉の中で〈国語〉＝日本語はどのように位置づけられていたのだろうか。本稿では、1930年代から40年代に台湾で発行されていた〈皇民化運動〉に関する書籍から、〈国語〉＝日本語に関する記事の読み出しを試みた。〈国語〉＝日本語の位置づけは、〈皇民化運動〉開始後に何か変化はあったのか。あったとしたら、それはどのような変化であったのか。その点を考えることで、植民地に行われた日本語教育の問題点を新たな視点で捉え直すことを目的とする。

2.　皇民化運動に関する書籍

では、ここから実際に〈皇民化運動〉に関して、同時代の台湾で発行された書籍に当たってみたい。〈皇民〉は日本統治期台湾だけでなく、同時代の朝鮮半島や、内地（日本本土）の学校教育でも導入された概念であり、

運動の実施時期や方針はそれぞれ異なっている。故に、台湾の〈皇民化運動〉を考える際には、台湾内部で展開された言説を確認することが必要なためである。

本章で扱う 30 年～40 年代の書籍・記事は、主として台湾の国立台湾図書館（中央図書館台湾分館が 2013 年 1 月 1 日に改称）の台湾学研究中心所蔵のものである。台湾学研究中心は日本統治期の台湾総督府図書館の所蔵資料を保存しており、2013 年時点で、そのほとんどがデジタル化され閲覧可能となっている[6)]。台湾総督府図書館は、総督府が台湾内部の出版物を検閲した際、その検閲済みの書籍・資料を保管していた。そのため総督府図書館の蔵書を引き継いだ中央図書館台湾分館には多くの日本統治期の資料が残されており、それが現在の国立台湾図書館に続いているのである。

そして、その中には〈皇民化運動〉に関するものも多数含まれている。本稿ではそれらの資料の中から、〈皇民化運動〉全般について取り扱っている教則本の体裁のものを取り扱う。このような書籍は〈皇民化運動〉の一部として〈国語〉＝日本語が取り上げられているので、全体における位置づけを把握しやすいと考えたからである。

2-1　江間常吉『皇民化運動』（台湾駐在内地記者協会出版　1939 年）

最初に取り扱うのは江間常吉『皇民化運動』（台湾駐在内地記者協会出版 1939 年）である。本文 463 頁で、〈皇民化運動〉全体を俯瞰している。

江間は「はしがき」において、従軍記者として中国南部に派遣された経験から、日本と中国とがお互いに無理解であることに気づくと同時に、台湾の「皇化の問題」が頭に閃いた、と述べている。

> そしてこの『台湾の皇民化進展』は、日満支一体となつて新東亜体制を完成する有力な推進力であり、これに貢献するのが本島人青年唯一の使命であると、私は台湾と支那を往来するたびごとに何時も考へて来た。
>
> 帰島した私は、この考へを実行に移すために、台湾の皇民化運動に一考察を加へ、私が内地人記者として本島人経営の雄何時の日刊新聞に居て収集した諸資料を経とし、島内諸家の卓説を緯とし、一纏めにして新台湾建設を目

指す現台湾のジヤアナリズムに提供したいと思つて此の本を書いた。

このはしがきからわかることは、まずこの書籍は台湾人向けに書かれたものではなく、台湾島内の日本人向けに書かれている、ということである。先に日本内地でも〈皇民〉概念が導入されていたと述べたが、実際のところ、台湾内部において、〈皇民化運動〉というのは台湾人に対して要求されたもので、在台日本人は対象ではなかった。つまりこの書籍は、台湾人への「指示」や「教化」の方針を在台日本人に伝えることが意図されていると言えよう。逆にいえば、〈皇民〉という概念は、日本内地出身者にとっても共有されていない、急ごしらえのものであったということになる。

この『皇民化運動』は全4編で構成されており、それぞれ「第一編　皇民化運動といふこと」「第二編　皇国日本を完全に知ることが皇民化の基礎」「第三編　皇民化運動の収穫」「第四編　皇民化運動の実際」となっている。このうち、第一編と第二編は、それぞれ日本統治期台湾と日本内地の歴史や文化の紹介で、第三編は〈皇民化運動〉によって実施された具体的な活動報告となり、第四編が〈皇民化運動〉によって変更される台湾の文化・習慣や変化の意義、困難などについて取り上げるものになっている。

その冒頭で、江間は〈皇民化運動〉について次のように説明している。

第一、国語を知り、好んで常用す。
第二、内地人を知り、好んで内地人と交誼を結び内地人の生活様式に親しむ。
第三、日本精神を体得する。

さらにこれに加えて、

さて私等はこの三つすなはち、言語、風習、精神について大体に於て（理想的な目標でなく、ずつと低い標準にして）本島人の現在皇民化成績を考査するに、特殊の者は別として大多数の台湾人の状態を見るとき、常に悲観せざるを得ないのである。併しながら又一面現状を詳しく観察すれば、そこには島民全部が揃つて一斉に皇民化運動のスタートを切り（出発点から飛び出すこと）全員轡を並べて進みつゝあるのが発見されて嬉しいのである。

と述べ、〈皇民化運動〉はこれからが本格的な始動なのである、と主張して

いた。

この中で、〈国語〉＝日本語について触れられているのは第四編である。その中の第一章が「脳む、国語問題」とされている。

この箇所で江間は、台湾ではこれまで〈国語〉＝日本語の普及が十分ではないこと、しかし台湾での〈国語〉教育は日本内地でのそれと違い、外国語のようにゼロから教えなければならないという困難があるということを、呉鳳伝説や芝山巌事件[7]を援用して主張している。さらに、「国語の勢力は国の勢力」であるとして、東アジアの日本の植民地・占領地地域に日本語が普及し始めていることや、欧米諸国でも日本語を教授する大学機関が増えている、と大学名・機関名を挙げている。

また、江間の指摘の興味深い点は、台湾語を「方言（地方語）」として考えるべきだ、としているところである。江間は台湾では「市内バスの中でさへ本島人間の対話は台湾語に限られてゐるといつてもよい。これを耳にする内地人は不愉快な顔をしてゐる。」と例を挙げ、台湾人は知識人と呼ばれる階層の人でも台湾人同士だと台湾語を常用している、と指摘している。それについて、「知識階級の台湾語常用については、皇民化運動に思ひを置く人々は少なからず悲観し、中には憤慨する人もいる」という。

しかし、江間はここで「ところが憤慨する内地人にも完全に標準語を話せる人があるであらうか」というのである。台湾に移住してきた日本人は、特に九州地方出身者が多かったという。つまり、在台日本人が使っている日本語も多くは「方言」であり、学校現場で教育している〈国語〉＝日本語とはずれていることを指摘しているのである。その上で、江間は「知識階級である本島人紳士が、公でない場合に思はず台湾語を出したとしても別に国語に反感を持つているのではない。お互の思想感情を発表するに国語を使ふよりは堪能であり、より快感があるからであることは別に否めないのである。」として、台湾語の使用を認めてしまうのだった。

一方で、江間はいわゆる「台湾語」は中国語の福建地域方言であり、台

湾には広東語（客家語のことであろう）や原住民諸語が存在していることも指摘している。それ故に、「台湾語は台湾の言葉ではない」というのである。このような形で、「島内一般に標準語として採用するものは文化に未熟なそして複雑な本当在来語」ではなく、「国語を標準語」とすることになっているのだ、と主張する。ここで台湾における〈国語〉＝日本語の優位性を説いていることになるが、台湾語との使い分けを許容する江間の意見は、〈皇民化運動〉の方針から逸脱している。江間もこの章の中で、「本島人の思想、□（一字欠―引用者）俗、習慣等を母国人に一致せしめ、遂には国民精神も母国人と同一に進めなければならない。それには国語が国語それ自体が特有してゐる日本精神に接しさめることが同化の捷径であると考へた」とも言っており、この点は〈皇民化運動〉と接続する意見になっているが、全体の意見の中で埋没する書き方となっている。

江間は他にも、〈国語〉＝日本語の問題を、旧制中学校入試の問題と絡めて論じている。中学校入試問題は難解すぎて、現状の国語読本（国語教科書）では合格することが難しい。しかも公学校（台湾人児童向けの初等教育機関）の国語読本は小学校用のものと比べてレベル差がありすぎて、公学校児童は入試に際しては小学校用のものを併用して勉強している、というのである。その上で、江間は台湾において小学校卒業生と公学校卒業生との間で、中学校の合格率に比較にならない差ができていると述べ、総督府に公学校用の新しい読本出版を「一日もはやからんことを希望」している。

このように江間著の〈国語〉＝日本語に関する観点は非常に実用性に偏ったものであり、〈皇民化運動〉の方針とかみ合わない部分がある。むしろ江間の観点は、〈皇民化運動〉以前の「近代化」受容の手段としての〈国語〉＝日本語観に近いものであろう。江間の〈皇民化運動〉に対する観点は総体としてはステレオタイプのものだが、〈国語〉＝日本語については台湾の現状を踏まえた現実的な意見となっているとも言える。これは、文化や習慣

の変更強制と比べて、言語の変更を厳しくすることの方が、日本人の目から見ると困難に映ったためからかもしれない。文化・習慣の変更強制も強制側の困難・被強制側の苦痛は大きいものであるに違いないが、言語の変更には膨大な学習時間と学習を支える継続的な費用がかかる。台湾で新聞記者をしていた江間にはその困難が見えていたのであり、そのために〈国語〉＝日本語については、「（日本人にとっての）理想的」なことばかりを述べることはできなかったのではないだろうか。

2-2　佐藤源治『皇民錬成講話』（新高堂書店　1942 年）

続いて、佐藤源治『皇民錬成講話』を見てみたい。この書も江間著と同じく、〈皇民化運動〉を概括して述べている「教則本」である。この書の「序」において、佐藤は「本書は皇国教育の本義と本島に於ける皇民錬成との解明を企図したものである。」とし、続けて次のように述べている。

> 本島教化の熱意から、台湾皇民錬成講話と題し、本書を公にすることを決意した次第である。尚本書を公にせんとした今一つの同期は本島教化の人にある者の為に適当な指導書の無いことである。

このように、『皇民錬成講話』は江間『皇民化運動』よりもいわば「教科書」的に台湾の歴史や〈皇民化運動〉の解説が行われている。佐藤源治はこの当時台北師範学校の教員であり、勤行報国青年隊[8)]の組織などにも関わっていた、教育官僚に近い存在であった。そのために、その書き方や内容は、より総督府側の意見・主張に沿った「公式見解」に近いものになったのだと思われる。

同書は本文 218 頁、全部で五章に分かれており、それぞれ「第一章　皇民錬成の本義」「第二章　台湾皇民錬成の本質」「第三章　芝山巌精神」「第四章　台湾皇民錬成史」「第五章　台湾皇民錬成への新発足」となっている。

佐藤著の特徴は、おそらく佐藤自身の専門分野との関わりのためであろうが、台湾の教育史・教育制度史が中心になっていることである。この教

育史・教育制度史に対して、〈皇民化運動〉の意味を添付するような形式で内容が形成されている。上記で引用したように、佐藤は「適当な指導書」としているが、学校や教育機関の成り立ちの解説が多すぎ、〈皇民化運動〉の現場―そのほとんどは〈国語〉＝日本語講習の場であろう―での指導書としては適当とは思えない。もちろん、芝山巌についての解説や日本統治期以降の台湾の歴史などにも触れられているが、それらも一つ一つの解説が細かく、これを覚えて指導時に「講話」することは非常に困難だったであろう。

そして、〈国語〉＝日本語の教育については、記述が非常に少ないのもこの書の特徴である。くり返しだがこの書は教育史・教育制度史とその理念を〈皇民化運動〉の方針に接続する形で書かれている。その中では、〈皇民〉としての精神性は何度も強調されるが、具体的な施策についての言及は乏しい。江間著が言語・文化・習慣についてそれぞれ個別に論じたのと比べると、その少なさは明らかである。〈国語〉＝日本語についての言及は、第四章で「社会教育の概観」を立項し、そこで「国語普及施設」について触れている点と、第五章の「就学前教育の義務制」という項目で取り上げているだけであった。このうち、前者は国語講習所などの設置状況などに簡単に触れているだけであったが、後者ではもう少し具体的な建言がなされていた。

> 先づ幼児に対して国語を使へるまでに国語を教へなければならない。そして我が国の神代の物語や、古よりの伝説、童話を聞かせなければならない。神話・伝説・童話の教育的価値は偉大である。（略）幼児に皇国民意識を培はねばならない。又子供の遊戯を教へ、日本人が遊んで来た遊びを遊ばせることが必要である。そして遊びと言葉とを一つにし、日本に古くからあつた幼児の歌なども併せ教へる。要するに日本の幼児文化を本島の幼児に教へ、且つ生活させることが必要である。斯くすることによつて日本人らしい子供になるであらう。（略）決してあるがまゝの社会に幼児を放任してはならない。

この佐藤の書が出版された段階（1942 年）では、台湾ではまだ初等教育

機関の義務教育化もなされていない（1944 年から）。その時期に、就学前の教育まで義務制にするべきだという意見からは、実のところ佐藤は〈皇民化運動〉にさして興味がなく、教育制度の整備が本来の目的なのではないか、という印象を受ける。そう考えれば、この書が教育制度史やその現状、今後整備すべき教育機関についての提言が多く書かれていることに納得ができる。〈皇民化運動〉は、佐藤自身の関心について述べる機会を得るためのきっかけにすぎなかったのだろう。「就学前教育の義務制」で述べられている内容は実際かなりいいかげんでもある。例えば「日本に古くからあつた歌」を教える、という場合も、当時の小学校などで歌われていた文部省唱歌などは基本的に近代以後に創られたものであり、西洋音楽の影響下にある[9]。佐藤の中では、義務化による制度の完成が目的で、少なくとも〈皇民化運動〉に関わる項目は、題目通りに述べているだけ、という側面があったのではないだろうか。

ここには、究極的に台湾人教育への軽視も見られるであろう。佐藤著に通底している内容は、基本的に〈国語〉＝日本語を理解できる台湾人を対象としている。その上で、さらに教育を受け、制度の発展に貢献することを臨んでいるのである。である以上、「それ以前」の段階にある〈国語〉＝日本語不解者は佐藤の想定外であり、そのための教育を論ずる必要性は存在していなかったのだろう。

2-3　楢崎武『大皇国民の錬成』（新高堂書店　1942 年）

ここでは楢崎武の『大皇国民の錬成』を取り上げる。楢崎武については、経歴等はつまびらかではないが、台北第二中学校長・今井盛太郎の序文が掲載されていることから、台湾で教員をしていたか、総督府の教育官僚かのいずれかではないかと思われる。

そして、楢崎著であるが、結果から言うと、これも佐藤著と同様、〈国語〉＝日本語教育についての言及はほとんど無い。本文 222 頁、「第一編　皇民講座」と「第二編　皇民指導資料」に分かれており、第一編では「第一

章　我国に於る神の意義」「第二章　皇室と皇民と皇民錬成」「第三章　日本精神」「第四章　神中心生活の樹立」で、第二編は「第一章　国家」「第二章　国旗」「第三章　祝祭日・記念日」「第四章　民間年中行事」「第五章　婚儀葬祭」「第六章　衣食住の皇民化」「第七章　公衆道徳」「第八章　勤労奉仕の精神」「第九章　皇民奉公会」「第十章　改姓改名」となっている。各章見出しからわかるように、第一編は〈皇民化運動〉の理念の解説であり、第二編が実践の際の知識の項目となって、全体の三分の二を占めている。

項目や内容から見ると、楢崎著は江間著に近く、〈皇民化運動〉の実際的な情報に重きを置いている。が、江間著のように〈国語〉＝日本語についての立項はなく、教育史の解説もないので、佐藤のような形でも〈国語〉＝日本語教育の問題に触れることはない。第二編の「皇民化指導資料」の書かれ方から考えると、この書も日本人または〈国語〉＝日本語を理解する台湾人を対象として書かれていると言えるだろう。もちろん、日本人にとっては、台湾人を「指導」するための教則本としてであるが、〈国語〉理解者の台湾人もこの時期には他の台湾人に対する指導者としての役割を担わされるようになっていた[10)]。この時期（1940 年代前半）の台湾人の日本語理解率は名目上 50％を超えたとされているが、新聞・雑誌以上の内容の日本語文を読み取れるだけの力を持っていた層はそこまでいなかった。それにもかかわらず〈皇民化運動〉に関する書籍に〈国語〉＝日本語への言及が乏しい理由を考える時、〈国語〉＝日本語理解者の台湾人に、場合によっては台湾語（またはその他の現地語）を用いて〈国語〉＝日本語不解者への「指導」を行わせようとしていたのかもしれない。

文化・習慣の〈日本化〉であれば表面的に繕うことは可能かもしれないが、〈国語〉＝日本語能力の向上はそういうわけにはいかない。つまり、〈皇民化運動〉を進めていく際に、〈国語〉＝日本語教育とそれ以外の点とを同時に進行させるのは困難であったということであろう。もっと言えば、〈皇

民化運動〉の如何は関係なく、〈国語〉＝日本語教育を進め、理解率を上げていくという作業の負担が大変大きかったということを示しているのではないだろうか。

2-4　金井塚已吉『皇民読本』（楠梓庄仕隆教化区 編・非売品　1938 年）

最後に扱う金井塚の『皇民読本』は本文 62 頁、そのタイトルに反して、内容は完全に〈国語〉＝日本語の教本である。本文は日常会話に使う日本語の例文が書かれており、それを反復練習・代入練習をさせていく構成になっている。同書の冒頭には〈皇民化運動〉に関する序文などはなく、「編纂並に取扱上の注意」として、以下のように書かれている。なお本文には片仮名が用いられていたが、平仮名に改めた。

一、本教本は楠梓庄仕隆教化区編纂の教本を一部修正せるものなり。
一、本教本は三ヶ月を以て教授を完了するやう編纂したるを以て常に反復練習を主とすべし
一、上欄は主として発表形式を掲げ下欄には応用語句を提出した。
一、漢字は成べく習得せしむるも敢て教授を強ひるものではない。
一、口形図は適当に治用し反復練習を十分なさしむ。
一、数字の練習に於て簡単な加減の練習をなさしむ。
一、会話教授に際しては礼儀作法などの指導を忘るべからす。
一、国民精神の寛容には最新の注意を以て徹底を期すべし。（ママ）
一、君が代は常に練習し、十分に歌ひ得ると共に大意を授くべし。

この中で〈皇民化運動〉に関連がありそうな注意書きは、最後の「君が代」についてのものだが、これも〈皇民化運動〉以前から台湾の教育現場では教えられていたものであろう。つまりこの書は基本的に〈皇民化運動〉を踏まえて作られたものではないということになる。

〈国語〉＝日本語の教本に『皇民読本』というタイトルがつけられていることの意味は大きい。このテキストは、注意書きにあったように、三ヶ月の課程で終わらせることを目標として編集されている。つまり速成用の簡易テキストである。内容も基本的な表現で、文型の理解も求めていない。形と意味を暗記するだけのものである。このテキストは、〈国語〉＝日本語

の学習教材としては、最も〈周縁〉的なものなのである。そしてそのような〈国語〉＝日本語教育の〈周縁〉においては、〈皇民化運動〉の「目的」や「意義」なども十分に伝わっていないことがこのテキストによって示されていると言えないだろうか。タイトルだけを『皇民読本』と掛け替え、内容は従来の日本語教材のままであることがそれを証明している。

同時に、このテクストは先に見た江間や佐藤、楢崎らが述べた〈皇民化運動〉の「理念」が事実上上滑りになっていることを露わにさせている。もちろん、この書は 1938 年の発行なので、先に見た書籍よりも出版が早い。40 年代と比べれば、〈皇民化運動〉の圧力が少なかったとも推測できるだろう。しかしこの書は、〈皇民化運動〉に対してさえ、台湾の人々が実際に求めていたのは〈国語〉＝日本語能力を得ることによる日本統治下社会での実利であり、それ以外には関心がないことを表している。40 年代に入ってそのような姿勢に圧力がかけられたとしても、根本的なところで台湾人の〈皇民化運動〉の受容意識は変わらなかったではないだろうか。〈国語〉＝日本語は日本統治下では便利だからしぶしぶでも受け入れる、しかし文化・習慣の〈皇民化〉には価値が見出されていない。そして、それらの価値を声高に主張する江間や佐藤、楢崎らの書籍は、このような一般の台湾人には届いていないし、そもそも書籍からその価値を届けようという意思も感じ取れないのである。

3. おわりに

〈皇民化運動〉は植民地地域における被支配民族の文化や習慣を奪い、破壊するものあり、それ自体は否定されなければならない。しかし、〈皇民化運動〉が実際にどのくらい機能したのかを考えることは、このような強制の無益さを、コストの面からも証明するために必要であると考えている。そして、〈近代化〉という点から〈国語〉＝日本語能力をはじめとする日本側が強制した文化や習慣を受容した台湾社会の状況について合わせて

考えることによって、植民地主義の暴力下における日本語教育の役割を、改めて考えることもできるだろう。〈国語〉＝日本語が媒介して伝える文化や習慣の中には、都市文化も含まれており、特に若者にとってそれは魅力的なものに映ったであろうし、〈国語〉を使える、勉強しているということ自体が（日本語を使う機会が全くないにも関わらず）自分自身の先進性を支えるという事態もあった[11)]。このような検討は、しばしば植民地支配肯定論に傾きやすく注意が必要だが、同時代における〈国語〉＝日本語の状況を様々な形で把握しておくことは大切なことであろう[12)]。

今回取り上げた書籍は〈皇民化運動〉を取り上げたものの中の一部にすぎず、これだけで〈皇民化運動〉における〈国語〉＝日本語の位置づけを考えることは本来はできない。今回取り上げた前三者の書籍では、〈皇民化運動〉と〈国語〉＝日本語を有機的に結びつけられていなかったが、例えば鷲巣敦哉『台湾保甲皇民読本』（東都書籍　1941 年）では、有機的かどうかは確認が必要としても、〈国語〉＝日本語能力を〈皇民化〉達成のために必要な項目として取り上げている。今回、このような書籍までを対象にしていないのは、論者の力不足というほかない。今後はさらに対象を広げ、〈皇民化運動〉における〈国語〉＝日本語の位置づけをさらに具体的に検討していくつもりである。

※本稿は、平成 24 年度慶應義塾学事振興資金による研究補助を受けて行った調査をもとにしている。

注

1）1936 年、小林躋造が台湾総督に着任後、「南進化、工業化、皇民化」をスローガンとして打ち出して以降、本格化した。
2）この点は和泉（2011）で指摘した。
3）陳　培豊（2001）p. 277～p. 292
4）近藤（1996）p. 155～p. 260

5）陳　培豊（2001）p. 259

6）国立台湾図書館内では申請すれば原本の直接閲覧も可能。外部からのネットによるアクセスは図書館での登録が必要となる。

7）呉鳳伝説とは、台湾の山地原住民の首狩り風習をやめさせるため、中国人の呉鳳が自分の首を彼らに狩らせ、その反省から習慣をやめさせた故事のことを指す。これが近代以降、台湾総督府や中国国民党政権によって様々に改変・利用された。駒込 1996 参照。芝山巌事件とは、台湾統治初期の 1898 年、台北郊外の芝山巌にあった学校が台湾人に襲われ、校舎内にいた六人の教員が命を落とした事件を指す。この事件以後、日本統治期を通じて、六人の教員は台湾教育における「聖人」のように扱われた。

8）勤行報国青年隊は、1940 年に創られた青年修養団体。合宿形式で軍隊的な訓練と勤労奉仕をし、日本精神を養うことが目標とされた。訓練機関終了後、隊員の多くは志願兵として動員された。

9）渡辺　裕（2011）参照

10）楢崎著の序に、以下のような箇所がある。

曩に台湾総督府国民精神研修所設立せられ、皇民錬成指導首脳層を初め、一般指導実際家を逐次本所に入所せしめ、起居を共に史厳粛且つ規律正しき団体生活の下に、深遠たる学説と熾烈なる行の講習を授け、已に数千名の修了者を出し、皇民錬成の中心軸原動力として当面せしめられてをります。

この「数千名の修了者」というのは、人数の規模からいっても台湾人であろう。つまり、〈皇民化運動〉のための指導者層の速成教育も行っていた、ということになる。

11）藤森智子（2004）を参照。

12）安田（2011）では、日本統治期台湾では「国語習得が皇民化と連動させて語られていた」（p. 45）とされている。本稿でも〈皇民化運動〉が喧伝される中で、〈国語〉＝日本語習得が最重要課題とされていたこと自体には異論はない。本稿で確認したのは、〈国語〉＝日本語がそのように最重要課題であったにもかかわらず、〈皇民化運動〉の教則本の中での扱いが非常に小さいものになっていることへの違和感である。

参考文献

駒込　武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店　1996 年）.

近藤正己『総力戦と台湾』（刀水書房　1996 年）.

陳　培豊『同化の同床異夢』（三元社　2001 年）.

藤森智子「皇民化期（1937～45）台湾民衆の国語常用運動―小琉球「国語講習所」「全

村学校」経験者の聞き取り調査を中心に」『日本台湾学会報』第 6 号（2004 年）.
和泉　司「日本統治期台湾の徴兵制導入時に生じた「国語能力」問題―「国語不解者」の徴兵に関する『台湾時報』『新建設』の記事を中心に」『日本語と日本語教育』第 39 号（2011 年）.
渡辺　裕『歌う国民』（中公新書　2011 年）.
安田敏朗『かれらの日本語』（人文書院　2011 年）.